平成２５年（フ）第３８号
熊本市東区戸島西２丁目２番６号
債務者　坂口さとこ
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村惠一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２４１５号
神奈川県藤沢市大庭5055番地の13　藤沢西部団地３－５－531
債務者　今井　義輝
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　俊太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５１４号
兵庫県加古川市志方町志方町1402－１、住民票上の住所兵庫県加古川市志方町横大路224番地の１
債務者　大前食品こと　大前　豊広
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　裕史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月23日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１１号
兵庫県姫路市幸町63番地、住民票上の住所兵庫県高砂市中筋４丁目８番８号
債務者　播州高級建材センターこと　中塚　昭三
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　孝弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月10日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１２号
千葉県船橋市東船橋１－８－１－2010、住民票上の住所兵庫県姫路市東雲町２丁目11番地４　パレ・ロワイヤル東雲801
債務者　中塚　永敏
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　孝弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月10日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５５号
熊本県宇土市旭町143番地１
債務者　沼田　五一
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野方　洋助
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月23日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１０２号
大分県宇佐市大字佐々礼1320番地の１
債務者　飯田　尚樹
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　昭広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月22日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１１号
茨城県土浦市木田余1179番地４　フェリスアビタⅠ105、前住所茨城県土浦市おおつ野６丁目１番６号　メゾン大島Ａ棟203
債務者　中澤　芳弘
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１４号
群馬県伊勢崎市茂呂町２丁目2093番地12
債務者　柳田　愛子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第７２７号
埼玉県春日部市西八木崎３丁目２番１号　田中ガーデンハイツ101号
債務者　藤巻キヨ子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
埼玉県草加市氷川町798番地１　Ｆ．Ｉ．Ｓ．草加
債務者　横田　啓二
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第８７９号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町６丁目32番13号
債務者　高澤　英樹
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４１号
埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘３丁目20番２号
債務者　淺井　幸子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４２３号
静岡県駿東郡長泉町上土狩603番地の１　フローラルスクエア202号
債務者　芦澤　朋美
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２９１４号
札幌市北区北27条西５丁目１番６－203号
債務者　菅原しずか
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９６７号
札幌市北区北23条西３丁目２番37－406号
債務者　有田早智子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４号
札幌市東区北21条東17丁目１番７－306号
債務者　石田　秀也
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８６号
札幌市豊平区月寒東３条19丁目20番１号　コポラ淳１号
債務者　佐藤惠美子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部